

久留米市通勤定期利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外から本市への移住を誘導し、定住人口の増加を図ることにより地域活性化を図るため、新たに住宅を取得して転入した者で新幹線通勤および遠距離通勤をする者に対し、予算の範囲内で通勤定期利用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、久留米市補助金等交付規則(昭和49年久留米市規則第5号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(通勤定期利用補助対象者)

第2条 通勤定期利用補助対象者(以下「対象者」という。)は、久留米市転入ファミリー一定住奨励補助金交付要綱第5条又はくるめ暮らし・移住ファミリー支援事業補助金交付要綱第6条の規定による交付決定を受けた世帯の構成員(特定の1名に限る。)で、及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1)新幹線通勤定期利用補助 新幹線通勤定期券を購入し、かつ、新幹線久留米駅から通勤する者

(2)遠距離通勤定期利用補助 九州旅客鉄道株式会社の久留米市内の駅から南福岡駅以北、吉野駅以南、夜明駅以東、筑前内野駅以東若しくは伊賀屋駅以西の駅まで又は西日本鉄道株式会社の久留米市内の駅から雑餉隈駅以北若しくは渡瀬駅以南の駅までの通勤定期券を購入して通勤する者

2 前項において、居住地の最寄駅が久留米市外に位置する場合は、新幹線久留米駅もしくは久留米市内の駅から通勤する者とみなす。

(通勤定期利用補助対象期間)

第3条 通勤定期利用補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、申請月の翌々月から連続する36月を上限とする。

(補助金の額)

第4条 補助対象期間1月当たりの補助金の額は、第2条第1号に該当する者については補助対象期間1月当たり10,000円、同第2号に該当する者については補助対象期間1月当たり5,000円とする。

2 補助対象期間中に第2条第1項第1号及び同第2号に定める通勤定期券を切り替えて利用する場合は、それぞれの実績に応じ補助金の額を算定し交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、久留米市通勤定期利用補助金交付申請書(様式第1号)に、第2条第1号又は同第2号に定める通勤定期券(有効期間内のものに限る。)の写しを添付して市長に申請しなければならない。

2 申請者の属する世帯における久留米市転入ファミリー一定住奨励補助金又はくるめ暮らし・移住ファミリー支援事業補助金(以下「関連補助金」という。)の申請日において、現に第2条第2号に定める通勤定期券(有効期間内のものに限る。)を保有している申請者は、当該関連補助金の交付決定前に前項の申請をできることとする。

3 第1項の交付申請期間は、申請者の属する世帯における関連補助金の申請日から3か月以内とする。

4 継続申請する者は、4月1日付けで申請することとし、その年度の申請期間は12ヶ月とする。

5 補助対象期間の開始月が申請年度の翌年度になる場合は翌年度に受理したものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、久留米市通勤定期利用補助金交付決定通知書(様式第2号)又は久留米市通勤定期利用補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその適否を決定し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、当該決定に条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、年度末又は補助対象期間終了後1月を経過する日のいずれか早い日までに、久留米市通勤定期利用補助金実績報告書(様式第4号)に実績の報告に係る期間中の全ての通勤定期券の写し添え、実績を報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の額を確定し、当該報告をした者に対し、久留米市通勤定期利用補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、第6条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額と、確定した補助金の額とが同額の場合は省くことができる。

2 通勤定期補助の額は、第4条の補助対象期間1月当たりの額に当該補助対象期間の月数を乗じて得た額とする。この場合において、当該月数に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間に係る補助金の額は日割計算により算定した額(その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付の時期)

第9条 市長は、前条の通知をした後、すみやかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第10条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる対象者でなくなったとき

(2) 補助金交付決定者の属する世帯における関連補助金の交付決定が取り消されたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(新型コロナウイルス感染症対策に関する特例)

第11条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)の影響を受けた月に、定期券を利用した通勤をしていなかった月があると市長が認める対象者については、第3条中「36月」を「36月に緊急事態宣言の影響により通勤していなかったと市長が認める月数を足した月」と読み替えることがで

きるものとする。

2 前項の「緊急事態宣言の影響を受けた月」は別に定める。

3 第5条第3項に規定する交付申請期間の終期が緊急事態宣言の期間中に属する対象者については、同項中「3か月以内」を「3か月に緊急事態宣言の発令期間の日数を足した日まで」とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。